

I 学校のきまり

1-1 服装等

滑川中学校の生徒であることを常に自覚し、場や状況に応じた服装を心がけよう。

(1) 制服

生徒は、制服1又は制服2を選択する。

① 制服1

- ・ 黒色の標準型学生服認証のマークの付いた、襟カラー装着不要タイプの学生服を着用する。
- ・ 上衣には名札を付ける。下衣は、学校指定のスラックスまたはスカートを着用する。
- ・ 夏は、名札を付けた白カッターシャツとする。
- ・ ベルトは黒・茶・紺とする。

② 制服2

- ・ 白線3本入りで胸あての付いた紺のセーラー服に名札、白のネクタイを付ける。セーラー服はファスナー式、またはスナップ式のどちらも可とする。
- ・ 上衣には名札を付ける。下衣は、学校指定のスラックスまたはスカートを着用する。
- ・ 夏は、名札の付いた白のセーラー服に紺のネクタイとする。
- ・ スカートのプリーツスカートとし、ひざが隠れる程度の長さとする。

③ 中着及び下着

- ・ 冬服の下に、学校指定の中着または白カッターシャツを着用する。
- ・ 制服着用時に、派手な色と柄が目立たない下着を着用する。

④ ソックス

- ・ 白、黒、紺で、履いていることがはっきり確認できる長さのものとする（ワンポイントまで可）。
- ・ 冬季は、黒のストッキングまたはタイツを着用してもよい。

⑤ 靴

- ・ 通学用……運動に適した靴を履く。荒天のときは、スノトレやゴム長靴を履いてもよい。
- ・ 内履き……学校指定の運動靴とする。

⑥ セーター等

- ・ 制服の中に着るセーター、ベスト、トレーナー等は、白、黒、紺、茶、灰色で無地とする。（ワンポイントは可）

⑦ 防寒服等

- ・ コート等の防寒服は、白、黒、紺、灰、茶、カーキ色で、防寒、撥水機能があり、派手でないものとする。ただし、部活動で使用しているウィンドブレーカー等は着用可とする（自転車通学時は、安全に運転できる防寒着を着用する）。

⑧ マフラー等

- ・ マフラーやネックウォーマー等は、登下校時の安全等を考え、適切な着用を心がける。

(2) 体育の服装等

① 運動服

- ・ 夏用、冬用とも刺繍ネームを入れる。
- ・ 冬用は校章入りトレーニングウェアと長ズボン、夏用は校章入り半袖シャツとハーフパンツとする。

② 運動用靴

- ・外用は通学用の靴、体育館用は内履きと兼用とする。

1-2 頭髪等

他に不快感を与えたり、流行を過度に追うような髪型にしたりせず、清潔感の感じられる印象のよい頭髪にしよう。

髪型は以下の規定に従い、変わったものにならない。

- ・不自然な段差の付いたものや、デザイン性が目立つものにならない。
- ・前髪及び横髪は、活動中に目にかからない長さとする。
- ・目にかかる長さの前髪及び横髪は、黒、紺のピンでとめる。
- ・後ろ髪は、肩にかからない長さとする。肩にかかる後ろ髪は、黒、茶、紺のゴムで1つまたは2つにしぼるか、三つ編みにする（耳から上でしぼらない。編み込みは不可）。
- ・整髪料は、学校には持ち込まない。
- ・パーマをかけたり、髪を染めたりしない。
- ・眉毛を不自然に抜いたり剃ったりしない。

1-3 通学カバン等

機能性を重視し、安全に登下校できるものを使用しよう。

(1) 通学用カバン

- ・学校指定のリュック型カバンとする。

(2) 補助カバン

- ・白、黒、紺、茶、灰色とし、派手なものは避ける。
- ・リュック型、肩かけバッグ型、スポーツバッグ型のいずれかとする。

・令和4年11月30日改正

・学校のきまりは、生徒と教員で毎年見直しをする。

2 自転車通学等

交通ルールやマナーを遵守し、自他の命や安全を大切にしよう。

(1) 自転車通学について

以下の条件のいずれかを満たしている生徒は、自転車通学をすることができる。

(ア) 以下の区域に居住している。

【寺家校区】常盤町、吾妻町、北町、三穂町、神明町、今町、武平太町、四間町、中町、大河区、寺家町、中川原、辰野、辰野新町、柳原、柳原新町（清水町は除く）、坪川新、荒町、坪川等

【田中校区】領家町（緑町を除く）、高月町、魚躬等

【西部校区】上小泉1区（1、2、3、11、27班）、上梅沢、有金、江尻、宮窪団地、下梅沢（5、6、7班）等

【南部校区】全町内

(イ) 原則として学校指定のインターネットサイトで調べて、学校からの直線距離が1.0 km以上ある。

(2) 自転車等の購入

- ・自転車は安全に使用できるものを購入する（体に合った自転車の使用、反射材の取り付け、定期的な整備・点検を心がける）。
- ・スタンドは駐輪場に合った両スタンドのものを付ける。
- ・自転車用雨具は、反射材が付いていて、白、クリーム色、黒、紺、茶、灰色で無地のものを着用する。

(3) その他

- ・年度当初に、自転車通学誓約書を提出する。
- ・週末の部活動を含めて、自転車で登下校する際は、ヘルメットを必ず着用する。また、自転車の後尾には、許可証（ステッカー）を貼る。
- ・通学のルールを守れない生徒は自転車通学を停止する場合がある。
- ・冬季に、降雪、積雪、凍結が認められるときは、安全のため自転車通学を禁止する。

・ **自転車通学に関しては、令和5年度より実施**

3 校内生活の心得

滑川中学校の生徒としての自覚と誇りをもち、時と場に応じた行動をとれる生徒になろう。

(1) 学習について

- ・進んで学習計画を立て、それを実践しよう。
- ・始業のベルが鳴る前に静かに座席につき、学習の準備をしよう。
- ・学習中は、よい姿勢を保ち、学習に集中しよう。
- ・発言するときは、大きい声ではっきり言おう。
- ・グループ学習、実験、実技のときは、勝手に座席を離れないようにしよう。
- ・学校図書館を利用し、学習に役立てよう。

(2) 集団生活について

- ・先生や来客、友達に挨拶しよう。
- ・正しい言葉遣いを心がけよう。
- ・学習に不必要な物品やお金を学校に持ってこない。
- ・生徒間のお金の貸し借り、品物の売買はしない。

(3) 健康と安全について

- ・常に身体や衣服を清潔にし、衛生に留意しよう。
- ・保健室の使用は、緊急の場合を除き、必ず先生の許可を受けよう。
- ・水分補給は、水、お茶、スポーツドリンクとし、水筒に入れて持参しよう。夏場に不足分を持ってくる場合はペットボトルで持参してもよいが、飲む際は水筒に移してから飲むようにしよう。

(4) 登下校について

- ・登下校の際は安全を確認した通学路を通り、正門を通過して登下校しよう。
- ・店舗等、不必要な場所に寄り道をしない。

(5) 学校の施設や用具の使用について

- ・校舎、机、椅子等、全ての備品を大切に使用しよう。それらを破損した場合は、先生に申し出よう。
- ・特別教室等は、備品を含めて担当者の許可を受けて使用しよう（事前に許可を得よう）。
- ・電気や水道水の節約を心がけよう。

4 校外生活の心得

- (1) 外出の際は、行き先や帰宅時刻を家の人に告げ許可を得る。また、友人間での外泊はしない。
- (2) 生徒だけでの夜間の外出はしない。

5 届け出

- (1) 欠席や遅刻をするときは、8：10までに必ず保護者が学校に連絡する。
- (2) 早退するときは必ず担任に届ける。
- (3) 本人及び家族に感染症が発生した場合は、学校に必ず連絡する。
- (4) アルバイトは原則として禁止する。特別な場合は、学校に届け出て許可を受ける。
- (5) 旅行等で学生割引証が必要なときは、1週間前までに学割発行願を提出する。